

c/o KASEI SHOKUHIN INC.
KUSUMOTO-DAI2 BLDG.10F
1-2-8 UCHIKANDA,CHIYODA-KU,
TOKYO,JAPAN 101-0047
TEL: + 81-3-3518-2240
FAX: + 81-3-3518-2241

Japan Eel Importers Association

日本鰻輸入組合

〒101-0047
東京都千代田区内神田1-2-8
楠本第2ビル10階 佳成食品(株)内
TEL: (03)3518-2240
FAX: (03)3518-2241

2017年3月6日

日本鰻輸入組合
組合員各位

中国産蒲焼販売における 原料魚種の明確化について

今般、中国産蒲焼の国内販売に当たって魚種を「ロストラータ種」で輸入しているにも関わらず「アンギラ種」として販売した為、「返品要求」や「損賠請求」などのトラブルが発生したようです。

輸入者は当組合のメンバーではありませんが、昨年9月末より中国政府のCITES証明書が発行されておらずアンギラ種の輸入も止まっており、市場に品不足の状況が続いている為、そう言えば販売が容易と考えて魚種の偽証に至ったと推測されます。

2008年の台湾産活鰻の産地偽装が大きな社会問題となった時、農林水産省は「流通段階では取引伝票に産地を明記する」ことを定めました。

現在、中国からの鰻の輸入は活鰻はニホンウナギのみですが、蒲焼はその原料としている魚種によって「ジャポニカ種」「ロストラータ種」及び「アンギラ種」と「ビカーラ種」の四種類の可能性があります。

我々輸入者は、その魚種をあらかじめ明確に表示して販売しております。それは、先述した農水省の指導基準を踏まえてのことです。今回の事件は、その指示を無視したというより、販売を有利にする為、偽称した詐欺行為でありますので、決して容認できるものではありません。中国蒲焼に対する日本市場での信頼を損ねるばかりでなく、輸入者をはじめ全流通業者に対して不信感をもたらす行為であります。

JAS法的には、「中国産」の記述で充分であります。このような事件を契機に当組合員は販売行為上での口頭説明のみならず、売買伝票にも原料魚種を明記して透明化を図ってゆくべきと考えます。言うまでもありませんが虚偽に基づく販売は詐欺行為でありますから、そのようなことを疑われるような行為は絶対にせぬよう、そして市場における取引の信頼性を高めるよう、ご協力をお願い申し上げます。

日本鰻輸入組合
理事長 森山喬司

